

条件反射制御法学会会則

第1条(学会の名称)

本学会は、条件反射制御法学会と称す。

第2条(事務局)

本学会の事務局を理事長が所属する機関におく。

第3条(学会の目的)

本学会は、ヒトの行動原理を明確にして、生活を阻害する神経活動が反復して生じる状態に対する条件反射制御法の実践技術の向上を図る学術研究の促進、並びに反復する違法行為に対応する社会制度のあり方に関する学術研究の促進を目的とする。

第4条(事業内容)

本学会は次の事業を行う。

1. 年次学術集会、総会、講演会、及び研修会の開催
2. 会員の交流により情報交換、知識技術に関する事業
3. 機関誌、あるいは印刷物の発行
4. その他の本学会の目的達成に必要な事業

第5条(会員)

1. 会員は本学会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。
2. 退会するときは、その旨を退会する日までに本会事務局に届けること。ただし既納会費は返却しない。また連続して2年間会費を滞納した場合、自動的に会員資格を失うものとする。
3. 納入された会費は、会費が支払われていない最も古い年度に充当する。
4. 退会した者が再度入会する際は、過去に年会費の未納分がある場合、該当年度の会費を納めた後に再入会できる。

第6条(理事)

1. 理事の定員は10名以上15名以内とし、当会選挙規定に従って選出される。任期は2年とし、再任を妨げない。任期中に理事が9名以下になったときには、当会選挙規定に従って補欠選挙を行う。新たな理事は残りの任期を務める。
2. 理事長は、理事間の話し合いにより理事の中から1名選任され、本学会を代表する。任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより理事の中から1名を選任する。
3. 副理事長は、理事間の話し合いにより理事の中から2名選任され、理事長を補佐する。

任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより補充し、2名にする。

4. 事務局長は、理事間の話し合いにより理事の中から1名選任され、本学会の運営のための事務的業務を司る。任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより理事の中から1名を選任する。

5. 理事長は理事会を集合してあるいはインターネットを通じた画面を用いて開催し、理事は理事会に参加し、理事長を議長として本学会の会務に関する事項を決議し、執行する。理事会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事は理事会に参加できないときには、委任状を提出することができる。理事長は緊急を要する場合、理事会に代えて、書面、ファクシミリ、電子メールにより他の理事の意見を求めることができる。

第7条(監事)

1. 監事の定員は2名とし、当会選挙規定に従って選出される。任期は2年とする。任期中に欠員が生じたときには、欠員を補充する選挙を当会選挙規定に従って行う。新たな監事は残りの任期を務める。

2. 監事は、会務・経理を監査する。

第8条(倫理委員会)

1. 本学会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の構成及び職務並びに権限は、別途倫理委員会規定にて定めるものとする。

第9条(会計)

本学会の運営に関する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第10条(会費)

会費は理事会がこれを決定する。

第11条(総会)

1. 理事長は総会を年に1回以上、または会員数の5分の1から要請があった場合に、集合してもしくはインターネットを通じた画面を用いて開催する。

2. 理事長は総会の日時を1か月以上前に予告しなければならない。

3. 会員は総会に出席して、もしくは他の会員に委任して、会務に関する事項の決議に参加する。

4. 総会は、出席者と委任状提出会員の合計が会員数の4分の1を満たせば成立する。

5. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

6. 総会の議事は出席者と委任状提出会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

7. 総会に参加しない会員は、議決権を事務局が準備する紙面あるいはインターネットでの委任状を用いて他の会員に委任できる。

第12条(会計年度)

本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条(会則)

会則の変更は会員総会の承認を経て行われるものとする。

付則

1. 施行日 2012年2月17日
2. 最終改正日 2024年12月16日・同日施行